

「南砺市体育施設条例の一部改正（案）」にかかるパブリックコメントの結果について

「南砺市体育施設条例の一部改正（案）」について、広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施したところ、その結果は次のとおりでした。

1. 募集案件

「南砺市体育施設条例の一部改正（案）」

2. 募集期間

令和3年1月19日（火）から令和3年1月28日（木）まで

3. 閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・各市民センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

4. ご意見の提出方法

- ・郵送
- ・ファックス
- ・電子メール
- ・直接持参

5. 提出されたご意見（件数）

- ・個人1件（電子メール1件）

6. ご意見の内容

別紙のとおり

7. 市の考え方（回答及び対応）

別紙のとおり

「南砺市体育施設条例の一部改正（案）」に対して市民から提出されたご意見と市の回答について

令和3年2月15日

教育部 生涯学習スポーツ課

令和3年1月19日（火）から令和3年1月28日（木）にかけて実施した、「南砺市体育施設条例の一部改正（案）」に対するパブリックコメントにつきまして、貴重なご意見をありがとうございました。

期間中に寄せられたご意見は1件でした。

いただいたご意見の内容と市の回答を公表いたします。

「南砺市体育施設条例の一部改正（案）」についてのパブリックコメントの結果と市の回答

令和3年1月19日（火）から令和3年1月28日（木）にかけて実施した、「南砺市体育施設条例の一部改正（案）」についてのパブリックコメントにおいて、期間中に1件の（1人）のご意見をいただきました。

いただいたご意見の内容と市の回答は次のとおりです。

受付番号	ご意見の内容	市の回答及び対応
1	南砺市福光里山体育館は第2次公共施設再編計画では、中期に譲渡、譲渡できなければ休止後に解体となっている。福光里山テニスコートは再編計画に記載がないが、福光里山体育館と管理が一体となっているからだと考える。解体を行わず市の管理に変更することは、南砺市の公共施設再編計画と矛盾するのではないか。これでは施設再編は進捗しない。直営施設とする理由は何か。	まず、第2次南砺市公共施設再編計画では、対象施設を50㎡以上の建物としており、福光里山テニスコートは建物ではないため計画に記載していません。 次に施設の管理方法が、指定管理者制度から直営に変更する理由については、現在も譲渡を目指しているものの、その実現には至っていないことから、休止にも対応できるよう直営とし、引き続き公共施設再編計画に基づいて譲渡に向けた取り組みを進めていくためです。